

# 特定費用準備資金等取扱規程

制 定 平成24年4月1日 規程第14号

## 目 次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 特定費用準備資金（第4条～第6条）
- 第3章 特定資産取得・改良資金（第7条～第9条）
- 第4章 公表及び経理処理（第10条～第11条）
- 第5章 雑則（第12条～第13条）

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規程は、公益財団法人横浜市資源循環公社（以下「公社」という。）の特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、次の各号に定めるところによる。

#### （1）特定費用準備資金

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）各条文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。

#### （2）特定資産取得・改良資金

認定法施行規則各条文に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。

#### （3）特定費用準備資金等

上記各号を総称する。

### （原則）

第3条 この規程による取扱については、認定法施行規則に則り行うものとする。

## 第2章 特定費用準備資金

### （保有）

第4条 公社は、特定費用準備資金を保有することができる。

### （承認手続き）

第5条 前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長は、事業ごとに、次の各号に掲げる事項について、理事会に提示しなければならない。

- （1）資金の名称
- （2）将来の特定の活動の名称
- （3）内容
- （4）計画期間

- (5) 活動の実施予定時期
  - (6) 積立額及び算定根拠
- 2 理事会は、前項前各号の提示を受け、次の各号の要件を充たす場合において、事業ごとに承認するものとする。
- (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
  - (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(管理及び取崩等)

第6条 前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む。）と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、目的外の取り崩し、積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更をする場合には、理事長は、理事会の承認を得なければならない。

### 第3章 特定資産取得・改良資金

(保有)

第7条 会社は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。

(承認手続き)

第8条 前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、理事長は、資産ごとに、次の各号に掲げる事項について、理事会に提示しなければならない。

- (1) 資金の名称
  - (2) 対象となる資産の名称
  - (3) 目的
  - (4) 計画期間
  - (5) 資産の取得又は改良等の予定時期
  - (6) 資産の取得又は改良等に必要最低額及び算定根拠
- 2 理事会は、前項前各号の提示を受け、次の各号の要件を充たす場合において、資産ごとに承認するものとする。
- (1) その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。
  - (2) その資金の目的である資産の取得又は改良等に必要最低額が合理的に算出されていること。

(管理及び取崩等)

第9条 前条の特定資産取得・改良資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む。）と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、目的外の取り崩し、積立計画の中止、資産取得又は改良等に必要最低額及び積立期間の変更をする場合には、理事長は、理事会の承認を得なければならない。

### 第4章 公表及び経理処理

(公表)

第10条 資金の取り崩しに係る手続き並びに特定費用準備資金については積立限度額及びその算定根拠を、特定資

産取得・改良資金については資産取得又は改良等に必要最低額及びその算定根拠を、定款第9条第3項の規定により、書類を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(経理処理)

第11条 公益認定法施行規則各条文の定めに基づき、経理処理を行う。

## 第5章 雑則

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、理事長の決裁を経て行うものとする。

(補足)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

